

平成30年第9回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、平成30年第9回岩手町農業委員会総会は、平成30年3月20日、午後1時30分、岩手町役場第4会議室に招集された。

1、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

- (1) 議案第1号 農地法の適用外証明に対する可否の決定について
- (2) 議案第2号 農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
- (3) 議案第3号 農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について
- (4) 議案第4号 岩手農業振興地域整備計画変更申出に対する意見の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

- 1番 佐々木 夏子
- 2番 乙茂内 丈久
- 3番 黒澤 金一
- 4番 千葉 静子
- 5番 福浦 昌博
- 6番 福士 好子
- 7番 府金 秀一
- 8番 田中 正志
- 9番 幅 清一(職務代理)
- (議長)10番 松本 良子(会長)

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

- | | |
|-----------|--------|
| 農業委員会事務局長 | 民部田 政彦 |
| 農地利用係主幹 | 滝川 勉 |
| 副主幹 | 府金 昌代 |
| 主任 | 畑中 功 |

(開会時刻 午後1時30分)

議長 ただいまから第9回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は10名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

議長 会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規

則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、当職より指名いたします。7番府金秀一委員、8番田中志委員のご両名をお願いいたします。また、書記は事務局の畑中主任をお願いいたします。

議 長 本日の総会は、配布してあります議案4件の提出があります。お諮りします。議案4件を議題とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、議案4件を議題とすることに決定いたしました。

議 長 議案第1号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、別紙のとおり、農地法の適用外証明願いが提出されたので、可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第1号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、ご説明いたします。番号23番、土地の所在は土川第2地割地内の畑2筆、合計面積985平方メートルの土地であります。昭和50年ごろ農作業小屋を建設し、現在に至る土地であります。
なお、議案第1号につきまして、現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは、現地調査委員の方より報告をお願いします。

道ノ下推進委員 現地調査の結果について、推進委員の道ノ下より報告いたします。

本日午前9時から事務局と田中正志委員、中村重信推進委員と私道ノ下で現地を確認して参りました。受付番号23番の件について報告いたします。

対象地の所在地区は鳴沢地区で、県道沿いにある●●からみて東へ120メートル先の願い出をした方の自宅に隣接してある土地でした。

現地を確認しましたが、建物の状況から、建てられてから20年以上の年数が経過していると思われ、現在も利用されておりました。農地に復元することはとても困難なことから、非農地相当としてやむを得ないものと見てまいりました。

以上で報告を終わります。

議 長 ただいま第1号議案の現地調査の報告が終わりましたので、皆さんの方から質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第1号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 議案第2号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、並びに議案第3号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、は関連がございますので、一括審議を行ないます。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、別紙のとおり策定された平成29年度岩手町農用地利用集積計画について、可否の決定を求める、の件と農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第2号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、並びに議案第3号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、一括してご説明いたします。

番号94番の方が農業公社へ農地を貸付し、農業公社は議案書8ページに記載の担い手に使用貸借により貸付しようとするものです。

以上議案第2号並びに第3号に係る事務局説明を終わります

議 長 ただいま事務局より、議案第2号、議案第3号についての説明をいただきましたので、皆さんから質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

3番黒澤委員 この水田は、土地改良事業を実施した水田です。ここに記載している分は農業公社に貸すということで、調べてみたところこのほかに296平方メートルの田がありますが、これは自作するということですか。それとも別の人に貸すのですか。

事務局 これは、既に借りている人がいるということで、その方が借りて耕作し続けるということでした。

3番黒澤委員 はい、わかりました。

議長 あとございませんか。

(なしの声)

議長 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第2号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、並びに議案第3号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、原案のとおり可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 長 全員賛成と認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議長 長 次の案件は、福士委員の家族にかかわる案件のため、審議に加わることはできませんので、退席していただきます。

(6番福士好子委員退席)

議長 長 続きまして、議案第4号、岩手農業振興地域整備計画変更申出に対する意見の決定について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2、第1項の規定に基づき、岩手町長より別紙のとおり変更したい旨の申し出があった岩手町農業振興地域整備計画変更申出書について、農業委員会の意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、岩手農業振興地域整備計画変更申出に対する意見の決定について、ご説明いたします。

申請者の●●さんは土地の所有者である父から田を借り受け、堆肥舎や農機具置き場として利用するため、農振農用地から除外をしたいという申し出でございます。以上事務局説明を終わります。

議長 長 事務局の説明が終わりました。皆さんから質疑を受けたいと思います。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。議案第4号、岩手農業振興地域整備計画変更申出に対する意見の決定について、原案のとおり可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

(6番福士好子委員復席)

議 長 以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。これで本日の会議を閉じ、第9回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後1時45分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長 印

7番 印

8番 印